

人材紹介の対価についての説明書

1) コンサルティングフィー	甲は、乙より紹介を受けた応募者が、甲の内定を承諾するに至った場合、人材紹介の対価として、以下のコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を乙に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。 80 万円（消費税別）
2) 返金規定	前項の規定に関わらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、甲は、乙に対し、当該事由の発生日から 1 か月以内にこれを通知して、当該応募者に係るコンサルティングフィーを下記の要領に従い算定することを求めることができるものとする。この場合において、乙は、当該求めに理由があると判断する場合には、前項に基づき甲が支払うべきコンサルティングフィーの額から下記の要領に従い算定した額を控除して請求し、または、下記の要領に従い算定した額を甲に返還するものとする。なお、返還する場合の振込手数料は乙の負担とする。 1) 入社当日までに本人の意思により内定辞退に至った場合（甲による働きかけがあった場合を除く） 2) 以下に定める事由により甲が内定を取り消した場合 ①応募者が卒業を予定している年度に卒業できなかったとき ②刑事事件で逮捕若しくは起訴されたとき ③その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき 3) 応募者が甲に入社後、明らかに当該応募者の責により甲から解雇された場合 4) 応募者が自己都合によって退職した場合 記 入社前の内定辞退 ・ ・ ・ ・ コンサルティングフィーの 100%(消費税別) 入社日から 1 か月以内 ・ ・ ・ ・ 40 万を超える額の 100%（消費税別） 入社日から 3 か月以内 ・ ・ ・ ・ 40 万を超える額の 50%（消費税別） 但し、甲が応募者を採用する際に、求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは締結を求めたために当該応募者が退職した場合、求人票と異なる労働条件の変更を求めたために当該応募者が退職に至った場合、若しくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該応募者が退職に至った場合、または甲が本項各号の事由の発生日から 1 か月以内にこれを乙に通知しなかった場合には、乙はコンサルティングフィーの減額又は返還を行わないものとする。
3) 支払い規定	乙は、甲に対して、応募者の内定受諾を確認後、速やかに第 1 項又は前項に定めるコンサルティングフィーを請求し、甲は、当該応募者が内定受諾した日の属する月の翌月末日（当該末日が金融機関の非営業日であった場合は直前の営業日）までに、請求されたコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。また、乙は、前項に基づきコンサルティングフィーの一部を甲に返金する場合には、乙が前項の甲の求めに理由があると判断した日が属する月の翌月末日（当該末日が金融機関の休業日である場合は直前の営業日）までに、返還を請求されたコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を、甲の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。